

令和8年9月30日

横浜市教育員会事務局
南部学校教育事務所
所長 若山 京子 様

**アスベスト除去工事が通学路で行われることに関し、小学校が
保護者連絡網において発信した通知文について（その3）**

ガーラ・レジデンス洋光台新築工事
近隣住民及び周辺住民

前略 日頃は児童の安全確保のためご尽力頂いていること感謝申し上げます。
標記に関し、8月26日に洋光台第一小学校から保護者連絡網を通じて行われた保護者宛てメールでは、

● 保護者の皆様

学区内の洋光台3丁目22番地付近においてマンション建設に伴う工事が行われます。

施工事業者からは、安全対策として、歩道付近に複数の誘導員を配置すること、また、児童の登下校時間帯には工事を行わないことについて説明を受けています。学校でも児童の登下校時の安全について指導してまいります。

ご家庭でも、夏休み明け学校の再開に際して、登下校の安全について、お子様へのお声かけをお願いいたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。 (原文ママ)

との内容でした。

即ち、「アスベスト除去工事がある」との文字が一切見えず、「登下校時間帯には工事を行わないことの説明を受けた。」との説明を使用していることから、保護者の方々に間違ったメッセージを伝達しているものと言えます。

施工業者の説明では、下校の時間帯の直前までアスベスト除去工事を行っていることになり、仮に、児童の下校時に作業を停止したとしても、関係法令通りの作業が行われていない場合、直前に漏れ出したアスベストを児童が吸い込んでしまうリスクがあります(工事現場において、関係法令通りに作業が行われず、第三者を含む事故が起きていることは周知の事実です)。

近隣住民は、9月20日に、上記リスクに関し詳細に記載した書簡を添付した上で、貴所らに通学路の迂回に関しての対応(保護者への情報提供)をメールにて要請しましたが、9月29日付の貴所からの回答メールでは、

- 本件については、学校において施工事業者から工事内容や安全対策等について説明を受けています。

アスベスト(石綿)を含有する建材の除去等を行う工事については、施工業者において、関係法令等に基づき、石綿の飛散防止のために必要な措置を講じた上で作業を行うこととされています。

学校では、施工事業者から説明を受けた安全対策を踏まえ、児童の登下校における安全確保の観点から、保護者に対して、学区内でマンション建設に伴う工事が行われること、歩道付近に誘導員が配置されること、児童の登下校時間帯には工事を行わないことなどをお知らせしています。また、児童に登下校時の安全について指導するとともに、保護者に対しても、児童の登下校の安全について家庭での声かけをお願いするなど、安全確保に向けた対応を行っています。(原文ママ)との内容でした。

しかしながら、貴所の上記回答では、今もって、近隣住民らが指摘する「児童の健康被害のリスク」がおざなりになっているものです。

ここに、再度、

- ① アスベスト除去工事があること
 - ② 除去工事の際に、通学路においてアスベストを吸い込む可能性があること
 - ③ アスベスト除去期間中は、通学路を迂回(変更)しても良い選択肢があること
- を、保護者の方々に連絡網を通じ正確に伝達することを貴殿に要請します。

なお、対応に関しては、10月9日までに文書にて回答ください。

以上

注：本書簡は、「青空を渡さない会」のホームページに個人情報(公職者は除く)を保護した上で、掲載いたします。なお、貴所からの回答も同様な扱いとします。